平成２８年度第１回桑名市入札監視委員会議事録

日　時　　平成２８年5月１９日（木）　１０：００　～　１１：００

場　所　　桑名市役所３階第２会議室

出席者　　桑名市入札監視委員会委員（５名）
東川　　薫（委員長）
伊藤由美子（副委員長）
赤木　邦男
佐藤　久善
藤田　素弘
事務局（７名）
水谷　正雄（総務部　部長）
和田　克正（契約監理課　課長）
種村　悟　（　〃　　課長補佐兼検査指導係長）
松本　浩二（　〃　　課長補佐兼契約係長）
藤堂　真志（　〃　　契約係）
稲垣　吉文（上下水道部　企画総務課　課長）
大平　善英（上下水道部　企画総務課　課長補佐兼総務係長）
工事担当課（７名）
佐藤　良治（桑名駅周辺整備事務所　所長）
伊藤　一成（　　〃　　　　　工務係長）
佐藤　正弘（建築住宅課　課長）
高柳貴久蔵（　〃　　営繕係長）
山下　範昭（教育総務課　課長）
出口　敏幸（土木課　課長）
伊藤　康洋（　〃　　主幹）

事　項

１　開　会

【事務局】

皆さん、改めましておはようございます。

本日は早朝からご多忙中の中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

定刻になりましたので、平成２８年度第１回入札監視委員会を開催させていただきます。

私は、本日、会議の進行を担当します契約監理課の和田です。よろしくお願いいたします。

それでは最初に、総務部長の水谷のほうからご挨拶申し上げます。

【事務局】

おはようございます。総務部長の水谷でございます。

皆様方には、何かとお忙しい中、本年度第１回目の入札監視委員会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

委員会の庶務を担当する契約監理課におきましては、それぞれがご挨拶等させていただいたかと思い

ますが、この４月、課長を含め何人かの人事異動がございました。これまでと同じように、現在の制度の中で適正に事務を進めていくこと、これも当然のことではございますが、こういった機会を捉えまして、職員それぞれが新しい気持ちで疑問点、問題点などを話し合いまして、必要であれば改めていくという気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。

入札、契約の制度をよりよいものとしまして、また、公共工事等を適切に執行していけますように、引き続き委員の皆様方におかれましては、より高い視点、広い視野でのご意見を頂戴できればというふうに思っております。

それでは、改めまして、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

本日の議事につきましては、お手元の事項書に基づき進めさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本委員会は、入札監視委員会条例第５条第２項の規定を満たしておりますので、会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、東川委員長様からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員長】

お忙しいところ、ありがとうございます。

今、部長のほうから前向きなご発言がありましたけれども、事務局様のほうも心機一転というところで、新しいメンバーでまたやっていきたいと思っております。緊張感を持って引き続きやっていきたいと思います。

当然のことながら、適正な価格ということも重要なんですけれども、素人ながらニュースを見ていると、熊本の地震のような今までにないタイプの災害というのが起きると、特に建築とか、ああいうものの質というのを確保するということがやはり重要なのかなというふうに、素人ながらそういうふうに思いを強くしております。

また、本日、協力のもとに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

ここからは、桑名市入札監視委員会条例第５条第１項の規定に基づいて、東川委員長に議事の進行をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、事項書に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は一般公開となっておりますけれども、先ほどお聞きしたところでは、現在、傍聴の希望をされる方はお見えになっていらっしゃいません。また、途中で傍聴される方がお見えになる可能性もございますので、その時点で、また傍聴の可否につきましてはお諮りさせていただきたいと思います。

２　議　事

（１）平成２８年度の入札制度の改正について

【委員長】

それでは、早速審議に入りたいと思います。議事の１、平成２８年度の入札制度改正についてということで、事務局様から説明をお願いします。

【事務局】
改めまして、おはようございます。契約係の松本と申します。それでは、座って失礼いたします。
それでは、平成２８年度の入札契約制度の変更等についてのご報告をさせていただきます。資料のほうは８ページをお開きいただけますでしょうか。
本年度につきましては、３点ございまして、うち２点が前年に引き続いてのもの、１点が本年度から変更のものになります。
１点目といたしましては、緊急経済対策の延長ということにつきましてで、予定価格１億５，０００万円未満の建設工事の原則市内発注、市内優先発注を平成２９年３月３１日まで１年間の延長をさせていただくこととしました。
次に、２点目ですが、地域建設業経営強化融資制度の延長について、建設投資の大幅な減少、厳しい経済金融環境等により、厳しい経営環境に直面してきた中小の中堅建設業者の資金調達を支援するために、国において地域建設業経営強化融資制度が平成２０年に設けられましたが、これが２７年まで継続されて運用されておりまして、その制度が、１年ずつこのところ延長されておったんですが、このたび５年延長されましたので、本市におきましても、この制度の運用を５年間、平成３３年３月３１日まで延長することといたしました。
３点目は、これは今年度からなんですが、電子入札における入札の締め切り日時の変更についてです。電子入札は、２７年度までは電子入札の締め切りを開札日の前日、１６時までとしておりましたが、２８年度より建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務につきましては、開札当日の８時５０分を入札の締め切りということに変更いたしました。
以上となります。よろしくお願いします。
【委員長】
ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いします。
それでは、特にないということでしたら次に進めさせていただきます。

（2）入札及び契約手続きの運用状況について

【委員長】
次に、議事の（2）入札及び契約手続の運用状況につきまして、事務局から説明をお願いします。
【事務局】
資料の２ページのほうをお願いできますでしょうか。それでは、入札及び契約手続の運用状況について報告をさせていただきます。
まず、指名停止の状況でございます。今回の審議期間である２８年１月から３月の３カ月間に指名停止措置を講じました件数は、２ページと３ページにある１０件となります。うち９件は県のほうでありました指名停止で、９件目の１件が桑名市が独自で行った指名停止になりますので、そちらを説明させていただきます。
資料の３ページをお願いします。３ページの表の右から２番目、平成２８年３月３１日付の日付のついているものですが、これが桑名市が指名停止を講じました件であります。これは、桑名市の指定ごみ袋の可燃物大という大きい可燃物のごみ袋がございますが、これを発注しまして納品していただくときに、外装段ボールの破損などにより全品入れ替えという必要性が生じまして、契約に定めた納期限までに納品を行うことができませんでした。そのため、桑名市の請負工事入札参加指名停止基準別表第２第７号の不正または不誠実な行為に該当しましたので、契約締結者の丸硝株式会社さんに対しまして１カ月間の指名停止措置を講じました。残りの９件は、先ほど申しましたように、三重県が実施しました指名停止でしたので、こちらのほうの指名停止に合わせまして、本市でも同等の措置を講じたものになり

ます。
　２番目の談合情報の状況につきましてですが、対象期間内に寄せられたものはありませんでした。
　以上となります。よろしくお願いします。
【委員長】
　それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いします。
　ないようでしたら、先に進めさせていただきます。

（3）抽出事案の審議について

【委員長】
　続きまして、議事の（3）抽出事案の審議についての報告に移ります。
　審議に先立ちまして、抽出案件３件について説明するため、入札監視委員会条例第６条の規定に基づき関係者の出席を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。
【委　員】

（異議なし）

【委員長】
　それでは、関係者の出席をお願いいたします。

（工事担当課　入室）

【委員長】
　それでは、審議に当たりまして、今回の３件の抽出理由につきまして、藤田委員のほうから説明をお願いします。
【委　員】
　今回、３件挙げるということでしたので、基本的に、発注金額が高額であるということと、契約方法が違うようにということと、工事内容がいろいろ検討できるようにということで、資料のとおり抽出しました。最初の案件は、金額が高くて一般競争入札。次に２件目は、これも一般競争入札ですけれども、失格が多かったので、これを選ばせていただきました。３件目は随意契約ですが、工法とかにも少し興味があったので選ばせていただきました。
　以上です。
【委員長】
　ありがとうございました。

抽出事案　１　１２街区内　建築基礎杭引抜き工事

【委員長】
　それでは第１案件、１２街区内建築基礎杭引抜き工事につきまして、発注担当課様から工事概要を説明していただき、その後、事務局から発注公告の内容と入札経過についての説明をお願いします。よろしくお願いします。
【担当課】
　桑名駅周辺整備事務所の佐藤と申します。座って失礼いたします。

当該工事名につきましては、１２街区内建築基礎杭引抜き工事となっております。施工目的といたしましては、当該工事につきましては、桑名駅西土地区画整理事業における建物の移転補償による従前建築物、これの基礎杭について引抜き撤去し、整地することにより区画整理上の地権者の方へ仮換地をお返しするというような内容になっております。工事概要につきましては、土工一式、なおかつＰＨＣ杭撤去、ファイ３００から６００のサイズ、計５４本の引抜き、なおかつこの撤去の取壊し工一式ということになっております。

なお、本工事内の杭の撤去に関しましては、積算基準にないため、３者からの見積もりを徴取した上で、これらを分析、精査した上で最低値を採用しております。

工期につきましては、２８年1月２６から同年3月２５日で、受ける業者につきましては三重同愛建設協同組合さん、落札額につきましては９９１万円となっております。

なお、本工事の入札案件につきましては、第1回、第２回の入札条件につきまして、同種工事の施工実績は、コンクリート杭引抜き工事の施工実績を有すること、なおかつ、工事業種をとび・土工・コンクリート工事としておりましたが、1回、2回、連続不調となったことより、第3回につきましては、同種工事施工実績といたしまして、杭抜き工事または杭打ち工事の施工実績を有することに変更いたしまして、なおかつ、工事業種に土木一式工事を追加し、実施させていただきました。そういったことから、請負業者であります三重県同愛建設協同組合様と伊勢土建工業株式会社様に参加いただきまして、三重同愛建設協同組合様のほうが落札した次第でございます。

概要につきましては、以上でございます。

【事務局】

それでは、事務局のほうから、発注公告及び入札経過について説明させていただきます。資料は7ページのほうをお願いいたします。

入札方法は、事後審査型条件付一般競争入札となっております。入札参加資格要件につきましては、先ほど説明もございましたが、土木工事業またはとび・土工工事業の許可業者であることとなっています。また、所在地につきましては、市内に本社、本店、支店又は営業所が登録してあること、発注業種の完成工事高が予定価格の２分の１以上であること、同種工事施工実績として、平成１７年以降官公庁が発注した案件で、杭打ち工事又は杭抜き工事、あるいはそれのいずれかの工事を含む土木一式工事の施工実績を有すること。技術者要件として、現場代理人及び２級土木施工管理技士または２級建設機械施工技士以上の主任技師者を配置すること、以上の要件をもって公告をいたしました。

続きまして、入札の経過及び結果についてです。資料の８ページをお願いいたします。

平成２８年1月１３日に入札を行いましたところ、２者から応札がありまして、開札の結果、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で最も低い価格で応札した三重同愛建設協同組合様が落札候補となりました。その後、事後審査を行った結果、適格であったため、当該事業者を落札者と決定し、税抜き９９１万円で契約を締結いたしました。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見、その他がありましたらお願いします。

【委　員】

入札そのものというよりも、工事内容についてもう少しご説明いただきたいんですが、この位置図でいくと、点々が振ってあるところが杭を抜くのかということと、換地という話が出ましたけれども、換地をするためにここを抜かないといけなくて、引き抜いた後は土壌改良しないと地盤が弱くなってしまうので、そのあたりというのはまた別でやるんでしょうか。

【担当課】

委員ご指摘のとおり、この区画整理の中で従前の方に動いていただいて、また別の方に土地を返すわけなんですが、杭を抜いた後については、再度、良質土を搬入し、土質調査をした上でお返しすること

になっております。ですので、今回については、抜いた後については、良質土搬入までの整地という内容になっております。

以上でございます。

【委　員】

引抜きではなくて、良質土の搬入ですか。ちょっとよくわからないんですけど。杭の引抜きですよね。良質土の搬入までと今言われました。

【担当課】

杭を抜いた後に、土工で抜いた後を埋めるという形です。

【委　員】

そこまでやるんですね。

【担当課】

はい。

【委　員】

最初の説明が今ひとつよくわからなかったんですが、最初、何かいろんな要件が変わってきて、結局、この業者が落札したということですが、最初の説明をもう一度していただけませんか。

【委員長】

入札の経過のほうですか。

【委　員】

そうです。最終的にこの表の入札経過はこれでいいんですけれども、その前の。

【委員長】

不調があったところ。

【委　員】

いろいろ変更があってこうなったというところが、なぜそうなったのか。不調あったわりには、あっさり書いてあるので。

【事務局】

説明させていただきます。

最初、発注公告がこの前に２回あったんですが、１回目と２回目の公告のときには発注業種がとび・土工・コンクリート工事業だけにしておりまして、３回目には追加で、資料の７ページのところにあります、土木一式工事を発注業種に追加しました。

それから、同種工事の施工実績は、１回目と２回目の公告のときに、コンクリートの引抜き工事の施工実績ということで要件を求めていたんですが、その要件ですと参加される方がみえなかったもので、引抜きだけでなく、打込みの実績のあるところでも参加を可能としまして、それで落札というか応札される方が出てきたという形になっております。

【委　員】

これまでにこういう工事があんまりなかったので、一斉に３者から見積もりをとられたということですけれども、見積もりをとられた３者は、この応札業者の中に入っておりますか。

【担当課】

参加しておりません。

【委　員】

ということは、第３回目に応札されましたこの２者からは見積もりは徴取していないということですね。

【担当課】

はい。

【委員長】

ほかはいかがですか。

【委　員】
大きい質問になってしまうんですけれども、不勉強でわからないのですが、最近ニュースで入札の不調というのが結構増えているようなことを聞いたんですけれども、そういう場合に、今回のように要件を変更していく対応の基本的な考え方というのは、何かそういうようなルールというのはあるんですか。
【事務局】
最初に公告しまして、それで、落札というか応札自体がされなかったという場合ですと、基本的に工事内容の一部見直し、設計の変更、あと、どうすれば業者さんに応札していただけるかというのを考えながら、公告内容を変えられるところを検討し、再度公告を出すという形になっております。
【委　員】
工事の内容を少し変更することはありますか。
【事務局】
はい。
【委員長】
工事の内容の変更でいうと、どういうことがありますか。今回は変えていない。
【担当課】
変えていないです。
【委　員】
最初に３者さんに、最後のところの工程だけというふうに、聞いたんですけど、そこの見積もりをもらって、それで参考にしたということですけど、結局そこは応札していなかったんだけれども、そこら辺の事情は何か、ある程度わかりましたか。
【担当課】
見積もりいただいている業者さんについては、主に基礎の専門業者さんになりますので、県外の業者様のほうから見積もりをいただいておりますので、今回の参加要件の方には入っていますけど、応札いただけなかったという。
【委　員】
これは、県外業者は入っていないですか。
【事務局】
１、２回目は入っていました。
【委　員】
最初は入っていたんですか。そういうことですか。わかりました。
【委員長】
ほかいかがでしょうか。
それでは、この案件につきましては、特に問題なしといたしたいと思いますけれども、入札が不調であった経過も含めて入札の経過だと思いますので、できましたら、抽出される委員には、そこも含めた、そういうことがわかるような資料をもとに抽出していただいたほうがよりよい委員会になるということで、今後そのような対応を、もしできましたらよろしくお願いしたいと思います。
【事務局】
わかりました。

抽出事案　２　大山田東小学校校舎増築工事設計業務委託

【委員長】
それでは、次に第２案件です。大山田東小学校校舎増築工事設計業務委託につきまして、発注担当課様から工事概要を説明していただき、その後、事務局から発注公告の内容と入札経過についての説明をお願いします。

【担当課】
建築住宅課の佐藤です。
大山田東小学校校舎増築工事設計業務委託の概要をご説明させていただきます。座って失礼します。
まず、資料の９ページからご覧ください。大山田東小学校で校舎を増築するに至った経緯を説明いたします。
大山田東小学校は、もともと筒尾地区、藤が丘地区の一部が通学区域でした。その後、陽だまりの丘地区で土地区画整理事業が進められ、その地区の一部が通学区域に加わり、児童数が増加してきました。さらに、近年は土地区画整理事業の区域外で追加の開発行為が進められ、さらなる児童数の増加が見込まれています。現在の大山田東小学校は、運動場の一部に平家建て２棟、２階建て１棟の計３棟の仮設校舎を建て、児童数の増加に対応してきています。今後、追加の開発行為による児童数の増加が見込まれ、運動場にもう一棟仮設校舎を建設する必要があり、さらに、このままでは運動場が狭くなってしまいます。
一方で、現在、桑名市が進めている幼稚園再編により、平成２７年度末に小学校に併設する大山田東幼稚園が閉園となり、その場所を活用できることとなりました。そこで、学校環境の改善を目的に校舎を増築することとなりました。
資料の１１ページをご覧ください。増築する校舎の概要ですが、増築予定地は敷地東側で、解体予定の幼稚園園舎のところです。次に、資料の１２ページをごらんください。増築を予定しております構造の概要なんですけれども、鉄筋コンクリート造３階建てで、床面積は１，５００平方メートル程度です。１階には、職員室、普通教室１室、特別支援教室２室を配置します。２、３階には普通教室４室、多目的室１室を配置します。また、各階にトイレや倉庫といった必要諸室を置く計画となっています。
なお、解体する園舎の規模等は約４６０平方メートル程度で、鉄骨造平家建てとなっています。
以上が大山田東小学校校舎増築工事の設計業務委託の概要説明となります。
【事務局】
続いて事務局のほうから、発注公告及び入札経過についての説明をさせていただきます。資料は１３ページをお願いいたします。
入札方法は、事後審査型条件付一般競争入札です。入札参加資格要件につきましては、建築コンサルタント業者であること、所在地要件は、市内、県内、県外全てを可としております。技術者要件として、一級建築士の管理技術者を配置すること。同種工事施工実績としまして、平成１７年以降官公庁が発注した案件で、校舎１棟でＳＲＣ、ＲＣまたはＳ造、地上３階、延べ面積１，０００平米以上の学校の新増改築の実施設計の履行実績を有すること。なお、増築または改築の場合は、設計部分の延べ面積が１，０００平米以上のものとするといった要件をもちまして公告をいたしました。
続きまして、入札の経過及び結果の説明をさせていただきます。１４ページをお願いします。
平成２８年３月２日に入札を行いましたところ、１９者からの応札がございました。開札の結果、最低制限価格の算出基準価格を下回り失格となりました１３者を除き、最も低い価格で応札されました株式会社東畑建設事務所名古屋事務所様を落札候補者といたしました。その後、事後審査を行った結果、適格でございましたので、当該事業者を落札者に決定し、税抜き２，３７３万４，０００円で契約を締結いたしました。
以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
【委員長】
ありがとうございました。
それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願いします。
【委　員】
結構たくさんの業者が失格になっているんですが、これだけあるということは、県外まで含める必要はないんじゃないかなと思ったんですけど、最初の入札制度の説明で、市内業者を優先的に発注するという話があったので、そのあたりの関係は、どういうふうにこういう全体的な話として配慮されるんで

しょうか。
【事務局】
事務局のほうから説明させていただきます。
まず、失格者数が多かったことにつきましてですが、それにつきましては、県内外から多くのところから参加いただこうということで、工事担当課との話し合いもありまして、県外までといたしました。先ほどおっしゃられました緊急経済対策の延長のところで説明させていただきましたけれども、市内優先というのは、低価格１億５千万未満の建設工事に限っては最優先という形でしております。今回は設計ということもありまして、内外からよい入札をできるということでやりましたところ、１９者からの応札がありました。入札は、まず基準価格以下ということで９者が失格となりまして、残った１０者のうち、入札額の低いほうから６割に当たる６者の平均入札額を最低制限価格としますので、さらに４者が失格となりますので、結果的に１３者が失格という形になりましたが、全然見当違いな数字が出てきて失格になったとか、そういうわけではないです。結果、たくさんの入札があったので、失格もたくさん出てしまったというような形になっております。
【委　員】
大体失格内容はわかったんですけど、できるだけいい設計にというお話があったんですが、この設計内容自体は、結構自由度があるようにしたのかということと、設計の良さみたいなものは、この入札の中では反映されているんでしょうか。
【担当課】
もともと、桑名市のほうは今後、市全体で小学校の再編を進めていくという話がある中で、いろいろ学校につきましても、自由度の高い提案をいただきたいなということで、今回、技術力とかそのあたりを幅広く審査させていただきたいということで募集のほうをさせていただいております。
【委　員】
大きな建物を建てるときに、プロポーザルのように事前に提案を受けて、その中から選ぶというような手法があると思うんですけれども、今回の場合は、学校を増築する部分について、どんな建物を建てていただいても、この条件にさえ合えばいいという条件ですよね。
【担当課】
そうです。
【委　員】
そうですね。ですから、既存の学校がありますね、今の場所に。そうすると、東小学校とよく似たデザインにとか、あるいは、そんなの全く関係なしに少々奇抜でもいいというふうなもので、結果としてそういうものが出てきたときに、あれはどうなのかという話にはならないんですか。
【担当課】
基本的には、設計の業務委託なんですけれども、設計に当たっての、最低限やっぱり必要な部屋数を確保するという前提条件をまず守らなあかんというのが第一だと思います。あと、使い方につきましては、今もなんですけれども、学校の教職員の方とか教育委員会のほうと連携を図りながら、設計の考え方、業務委託のコンサルタントのほうも、いろいろ他市の事例等々もいただきながら設計していくということで、大きく食い違うということはないのかなというふうには思っております。
【委　員】
ちょっとオリンピックの国立競技場のことが頭に浮かびましたので、非常にいい設計だけれども、建てることができないような建物であったり、あまりにも奇抜過ぎてとか、あまりにも今後建築されるときに多額の費用を要するような設計だったとかということになると困ると思いましたので、ちょっと老婆心といいますか、そういうことが心配になりましたのでご質問させていただきました。
【委員長】
ほかにどうですか。
【委　員】

こちらを見ますと、建築の設計、増築の部分と園舎の解体ということですけど、この２つ、疑問点というか、教えていただきたいんですけど、まず、解体そのものに関して、わざわざ設計業務委託の必要があるのかどうか。どうも素人的に考えると、壊すだけでの、それが変な話、何十階建てのビルでしたら、ある程度計画的にとかイメージが湧くんですけど、私はもともと実家が大山田のほうなので、何となくあそこかとか、東小学校は小学校３年生まで通っていましたので、イメージが湧くんですけど、その程度のものというのは、特に、何かえいやと壊してしまえばいいような気もありまして、それが１点。

あと、建築の設計とあわせる何か必要性ってあったのかな、安くなるのかなとか、そのあたりがわからないので、教えていただければと思います。

【担当課】

まず、そもそも解体の設計業務を発注する必要があるのかという部分なんですけれども、当然規模的なものもあると思うんですけれども、解体の工事を発注するに当たっては、数量を上げなければいけません。実際、その規模等も含めて、構造等々を整理する上で設計業務を出させていただいております。

もう一点が、あわせて出す必要があるのかという部分につきましては、これもまさに工期がまず厳しい中、スムーズに業務を進めていきたいという部分もありますし、あと、経費的な部分も含めて、あわせて出したほうが効率的ということで判断させていただきました。

以上です。

【委員長】

よろしいですか。

【委　員】

はい。

【委　員】

すみません、ちょっと話が戻るかもしれないんですが、まず、入札で募集されるときに、よりよい設計でということで、幅広くとおっしゃったんですけれども、結果論からいくと、金額でしか決まっていないのかなと思って、そこがいわゆる趣旨とほんとうに合致した入札というか募集になっているのかなというのが１点。

それから、もう一つちょっと疑問に思いましたのが、入札経過表のほうを拝見いたしますと、金額がまずずらずら並んでいるわけなんですが、同額というのが結構あるんですね。いわゆる今までこの席で見せていただいている中で、建築設計に関しましては、どの工事に何が幾らかかるというのが、いわゆる積算ソフトみたいなものがおありになって、それで業者さんも出してくるので、結果的に同じ金額にぴたっと張りついた応札が起こることが何度か見受けられたと。それは、そういう同じ機械を使って、同じ設計のもとに、いわゆるコンピューターに入力して答えを出させるとその辺になると。あとは、そこへどれぐらい鉛筆をなめるかなみたいな、金額が若干違ったことで差が出るときもあるけれども、そこへぴたっと張りつけてくることもあるということは聞いたことがあるんですが、いわゆる自由度の高い設計の中で、この金額がこうやって張りつくというのが、ちょっとどういうことなのかなと。もし何かわかることがあったら、教えていただきたいなと思いました。

以上です。

【担当課】

順番が逆になって申しわけないのですけれども、まず、金額がかなり似通ったところが多いというお話だと思いますけれども、委員ご指摘のとおり、実際、発注金額を決めるに当たりましては、業務委託料につきまして国土交通省のほうが基準を出しておりまして、それに基づきまして算定しております。基本的には、例えば、増築の部分の設計の金額の算出に当たりましては、建物の類型とか用途とか面積を入れると金額が出てくるということで、そのあたりが影響しているのかなというふうに思われます。

そういう中で、実際、今回、入札に当たりまして、多くの業者さんに参加していただいたんですけれども、問い合わせもやはりかなり多かったということでお聞きしております。工事も大きな金額の部分で、競争原理が働いた部分で、こういう形の低価格の部分がちょっとできたのかなというふうに思って

おります。
　あと、実際、最終的には金額でしか判断しないのではないかという部分なんですけど、これにつきましては、ご指摘のとおり、今回の発注の中で、先ほどありましたけど、プロポーザルとかそういう方法をとっておりませんもので、実は、提案についてはお聞きしていないというのが現状です。
　以上です。
【委員長】
　今回は特に凝ったことでやるのではなく、標準的な学校の施設をつくるということなのかなと思うんですけど、逆に言うと、設計料が安いところにしたいと、そういうことだったのかなと。最初、中身をという話があったものだから、こちらの説明でも。
【担当課】
　まず、入札の参加資格の部分でやはり限定してしまうと、という部分で幅広く募集したいということでちょっとお話をさせていただいたんですけれども、実際、やっぱりこの結果をちゃんと見てみないとわからないということではありますけれども。
【委員長】
　逆に言うと、さっきも委員から質問がありましたけど、設計料が安いとそこに頼んだら、妙な設計のものが出てきた場合はどうなるんですか。
【担当課】
　そのあたりの危惧は、確かに言われるところがあると思うんですけれども、できる対策としましては、常に発注が決まったとき、業者さん、コンサルさんと綿密に打ち合わせしながら、特にスケジュールを、打ち合わせさせてもらいながら、現場も確認しながらということで、今まで２週間に１回程度は常に打ち合わせしながら、あと、あくまでうちは執行委任元ということで建築住宅課ですので、今後運用されていく教育委員会のほうとも打ち合わせに一緒に入っていただきながら、段階的に進めていくということで、そのあたりの問題が発生しないように取り組んではいます。
【委員長】
　ほかにどうでしょう。
【委　員】
　今のお話ですと、とりあえず業者さんが決まりました。当然、設計というのは１回で決まるものじゃなくて、出てきた図面に対して、実際、現場側、もちろん、教育委員会さんや委任を受けている市側の要望もあると思うんですが、実際使うときに使い勝手の悪いものになってはいかんしとか、いろんなこともあると思うので、そういうのもこれから打ち合わせをされて最終決定に行くというようなことなんですか。ちょっと確認ですが。
【担当課】
　委員の言われるとおり、常に現場のほうとも打ち合わせしながら進めていくということで取り組んでおります。
【委　員】
　わかりました。
　それと、すみません、後になっての質問で申しわけないです。入札参加資格要件のところで、管理技術者で一級建築士というふうに書いてあるんですけれども、一級建築士という方と二級建築士という方とあると思うんですが、この学校の規模だと、いわゆる一級建築士じゃないとそういう構造計算やら何やらにやれないということなんでしょうか。それとも、別にできるけれども、一級建築士にされているんでしょうか。
【担当課】
　一級建築士しかだめなのかということなんですけど、用途、あと規模からいきますと、一級建築士での資格になってきます。
【委　員】

ありがとうございました。
【委員長】
ほかはいかがでしょうか。
それでは、この案件につきましては、特に問題なしということにしたいと思います。

抽出事案　３　橋梁長寿命化修繕設計積算業務委託（養老橋他）

【委員長】
それでは、最後の第３案件で、橋梁長寿命化修繕設計積算業務委託（養老橋他）につきまして、発注担当課様から工事概要につきまして、その後、事務局から発注公告の内容と入札経過についてご説明をお願いします。
【担当課】
おはようございます。都市整備部土木課の出口と申します。よろしくお願いいたします。座って失礼します。
資料の１７ページをお願いいたします。委託概要書（３）、委託業務名、橋梁長寿命化修繕設計積算業務委託（養老橋他）、設計額が４６２万８，８８０円でございます。業務の内容なんですけれども、平成２４年、２５年の２カ年で策定しました桑名市の橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、修繕が必要な橋梁の修繕工事の設計と工事の積算を行うものでございます。橋梁の３橋の内訳ですけれども、１８ページから１９ページに記載されております養老橋と１号橋（福永３号線）、１号橋（松本線）と、この３橋になっております。橋梁の構造につきましては、次の２０、２１ページにちょっと仕様書として書かれておりますけれども、これは、橋のスパンは、ワンスパン、いずれも鉄筋コンクリートづくりの橋梁でございますけれども、こちらにつきまして、修繕工事の設計と積算を行っております。
請負業者につきましては、次のページの２２ページに随意契約理由書ということでつけさせていただいております、公益財団法人三重県建設技術センターに随意契約をしております。随契の理由につきましては、橋梁長寿命化の取り組みというんですか、こちらが、橋梁点検に始まりまして、橋梁の健全度評価、長寿命化の修繕計画、あと修繕設計積算と、一連の業務を統一的に今県内で進めようという取り組みをしております三重県道路インフラメンテナンス協議会という機関がございまして、これは、県内の２９の全ての市町、また、県であったり国であったり、あと、ＮＥＸＣＯ中日本さんといった道路管理者が全て入っている機関でございますけれども、この機関の中で、全体で画一的というんですか、統一的な取り組みを進めておるところでありまして、この機関の一員として、技術的なアドバイザー、また、市町への技術支援を行っている機関として、この三重県建設技術センターさんが参画しておるということで、桑名市のほうでも橋梁長寿命化の修繕計画を事前に策定していただいておりまして、橋梁点検の結果でありますとか健全度評価の結果とかも把握して、その結果を把握して、今後の設計に即対応できるということと、積算業務に関しましては、品確法に基づく市町村への発注者支援機関という指定を受けていただいておりまして、この三重県建設技術センターさんだけが可能な業務でありますということで、両方の設計と積算の業務に関して随意契約を行うというものでございます。
説明については以上でございます。
【事務局】
それでしたら、続いて事務局のほうから、見積もり経過及び結果についての説明を行わせていただきます。資料の２３ページをお願いいたします。
平成２８年2月２４日に見積もり合わせを行いまして、指名業者の公益財団法人三重県建設技術センター様から見積もりをしましたところ、予定価格の範囲内でしたので、後日、税抜きの３８５万円で契約を締結となりました。
以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。
【委員長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

【委　員】

ちょっと確認したいんですけれども、修繕設計積算業務というのは、設計の積算の業務なのかなと思っていたんですけど、今のご説明だと、積算してさらに設計までする業務と考えたほうがいいんでしょうか。

【担当課】

設計に関しましては、図面の作成とか数量計算、あと、修繕の内容というんですか、その検討の一連の業務になります。積算に関しましては、図面とか数量計算に基づいて工事を行う工事費を算出する、別々の内容になります。

【委　員】

工事を行うときの設計は、もう既にこの中で終わっているということですか。積算をやるための簡易的な設計をやるのか、最終的な工事がやれるような状態になるような設計までやるのかと。

【担当課】

最終的に工事を発注するための設計と積算です。

【委　員】

積算というのは、工事をやるための積算ですね。

【担当課】

そうです。工事発注額を決める積算ですね。

【委員長】

ほかには。

【委　員】

済みません、素人な質問で申しわけないんですけれども、橋梁の長寿命化修繕ということなんですけれども、まず、前提としては、橋を修繕することでよりもたせようという決定がどこかでなされていて、この橋梁設計積算業務をいわゆる募集をかけることになったのか、それとも、この橋は壊してかけかえたほうがええのか、長寿命化の修繕で何とかなるんですかというところの確認も含めて、こういった設計業務の委託になるのか、そこはどうなんでしょう。

【担当課】

多数市道にある橋を、まず、橋梁の壊れ具合とか損傷具合の点検を実施した結果に基づきまして、ひどいものではかけかえするのが一番効率的という結果がなされるような橋もあれば、修繕をしながら橋の寿命を長くもたせるという結果になるものもありまして、こういったものを長寿命化修繕計画の中で決めながら、計画的に維持管理をしていくんだという内容のものでございまして、今回、対象になっておる橋というのは、修繕することで長寿命化を図っていくための内容のものでございます。

【委　員】

ありがとうございました。

【委員長】

ほかはいかがでしょうか。

これは参考のためにお聞きしたいことで、こういう例えば近隣の都道府県とか、全国的に見ても、インフラの寿命を延ばしていくという、この分野に関して、似たような進め方の形をとっているんですかね、一般的に。そこら辺はいかがなんでしょうか、参考までに。

【担当課】

これは、もう平成１７年ごろからですか、国のほうで、橋を壊れたらかけ直すという従来の考え方から、計画的な修繕を行いながら長寿命化を図っていこうという、これは国の施策として全国的に行われている取り組みでございます。

【委員長】

ほかの都道府県でも、例えば三重県で、三重県建設技術センターのような団体というのがつくられていることが多いんでしょうか。

【担当課】

各県、まず、国の整備局単位から母体になって、各県ごとに道路インフラメンテナンス協議会と、そういった組織が全国的につくられておって、三重県に関しましては、三重県内の専門的機関として技術センターが参画しておるということで、他県でも同じような構成でというんですか、仕組みになっていると思います。

【委員長】

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、この案件につきましては、特に問題なしといたしたいと思います。

それでは、以上をもちまして抽出事案の審議を終了いたしますので、工事担当課さんはここで退席していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

（工事担当課　退室）

次回の審議案件の抽出は、順番によりまして私の順番となりますので、よろしくお願いいたします。

（4）その他

【委員長】

それでは、最後に４のその他ですが、何かございますでしょうか。

【事務局】

はい。特にございません。

【委員長】

それでは、これで平成２８年度第１回の桑名市入札監視委員会を終了させていただきます。

なお、本日の審議概要につきましては、後日、事務局でまとめていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。